

(インターネット開示事項)

第95期定時株主総会招集に際しての インターネット開示事項

事業報告

企業集団の現況

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社TBSホールディングス

事業報告

企業集団の現況

(1) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、テレビ・ラジオの放送および映像・音声ソフト等の制作・販売、文化事業を主に、これらに附帯する保守、サービス等を行っております。

当連結会計年度における事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業内容
メディア・コンテンツ事業	<ul style="list-style-type: none">・放送関連事業 放送、番組制作、映像技術、美術制作、コンピューターグラフィックス、音声技術、照明技術、カメラ取材、CATV投資、映像投資、調査・研究等・各種催物、ビデオソフト等の企画・制作事業、CS事業 映像・音声ソフト制作・販売・配信事業、各種催物、番組販売、ビデオソフト制作・販売、アニメ・マンガの企画・制作、音楽ソフト企画・制作等
ライフスタイル事業	通信販売、雑貨小売、化粧品製造・販売等
不動産・その他事業	<ul style="list-style-type: none">・不動産賃貸・保守およびサービス事業 スタジオ管理、冷暖房管理、駐車場管理、機材リース、保険代理、不動産賃貸等

(2) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

営業所名	所在地
本社	東京都港区赤坂五丁目3番6号

② 子会社

会社名	所在地
株式会社TBSラジオ、株式会社TBSテレビ(注1)、株式会社BS-TBS、株式会社TBSスパークル、株式会社TBSグローディア、株式会社TBSアクト、株式会社THE Factory、株式会社TBSメディア総合研究所、株式会社日音、株式会社CS-TBS、TCエンタテインメント株式会社、株式会社マンガボックス、株式会社TBS企画、株式会社TBSサンワーク、株式会社TBSヘクサ、赤坂熱供給株式会社	東京都港区
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス(注2)、株式会社ライトアップショッピングクラブ、株式会社CPコスメティクス(注3)	東京都新宿区
株式会社Seven Arcs	東京都練馬区
株式会社緑山スタジオ・シティ	神奈川県横浜市
TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.	米国 ニューヨーク

(注1) 株式会社TBSテレビは、大阪府大阪市に関西支社、神奈川県横浜市にテレビスタジオ、東京都墨田区にテレビ送信所を有しています。

(注2) 株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、全国店舗網として「PLAZA」81店舗等と大阪府大阪市に営業所、静岡県焼津市に主要な工場を有しています。

(注3) 株式会社CPコスメティクスは、東京都品川区・北海道札幌市・愛知県名古屋市・大阪府大阪市・福岡県福岡市に営業所を有しています。

(3) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

事業区分	就業人員数	前連結会計年度末比増減
メディア・コンテンツ事業	4,467名	481名増
ライフスタイル事業	1,429名	188名減
不動産・その他事業	77名	1名増
全社（共通）	481名	26名増
合 計	6,454名	320名増

(注) 全社（共通）として記載されている就業人員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(4) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
シンジケートローン (注1)	20,000
株式会社三井住友銀行	3,000
株式会社三菱UFJ銀行	2,000
株式会社りそな銀行	1,000

(注1) 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする22社によるものであります。

(注2) 連結子会社である株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、株式会社三井住友銀行など4社と合計110億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(招集ご通知 27頁 「資金調達の状況」 参照 借入実行残高なし、借入未実行残高110億円)

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり定めております。

はじめに

当社は、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、「TBSグループ行動憲章」に謳った放送の社会的責任と公共的使命を常に念頭において、コーポレートガバナンスの充実・強化をはかる。

当社は、企業集団として内部統制体制を構築・推進するため、社長を委員長とする「TBSグループ企業行動委員会」を設置し、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかる。

同委員会は、当社および当グループの取締役ならびに外部委員で構成し、以下の事項を所管する。

1. 内部統制体制の整備・評価・改善に関すること
2. 企業倫理の確立に関すること
3. リスクの管理および適正で効率的な業務の推進に関すること
4. 情報開示体制に関すること
5. 当グループ各社の取締役会の諮問に関すること

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当グループが最良の企業体として成長していくための企業理念を掲げて、「TBSグループ行動憲章」を制定し、すべての役職員が守るべき基本的誓約とする。

また、同憲章を具体的に実現するための基準を、「TBSグループ行動基準」として定め、これらの遵守の徹底をはかる。

(b) 「TBSグループ情報開示基本方針」を策定し、適時かつ適切な情報開示を行い、当グループとしての説明責任を果たす。

(c) 当社社外取締役・社外監査役および外部の有識者からなる「企業価値評価特別委員会」は、取締役会の諮問に応じ、企業価値最大化を実現する方策としての的確性を検討し、検討結果を取締役に勧告する。

- (d) 当社においては、常勤監査役に社外監査役が加わり監査役会を置いて監査を行う。特に重要な子会社である株式会社TBSテレビにおいては、監査役会は置かないが、社外監査役など当社に準ずる体制で監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」において各種文書の取扱基準を設け、定められた文書保存期間に基づき、適切かつ確実に保存・管理する。
- (b) 取締役および監査役から、取締役の職務執行に係る文書の閲覧請求があった場合は、速やかに対応できるよう文書保管体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業活動および業務プロセスに係る損失の危険を継続的にコントロールするために必要な「TBSグループ総合リスク管理基本方針」「TBSグループ総合リスク管理規定」等規程を定め、運用要領に基づくリスク・モニタリングを行い、「TBSグループ企業行動委員会」の小委員会である「TBSグループ総合リスク管理委員会」で、半年ごとに総括する。
- (b) 株価、為替、金利変動のリスクについて、「市場リスク管理基本方針」を定め、半年ごとにその方針を見直し、適切に対応する。
- (c) 投資および融資の管理、調整、その効率的運用をはかるため、「投融資管理規定」を定め、「投融資部会」が、投融資の適否の事前審査にあたり「常勤役員会」に諮るものとする。
- (d) 企業ブランドの毀損等の重大なリスクの発生に備えるため、通常時とは異なる対応組織の構築、業務手順、情報管理のあり方等を定めた「TBSグループ危機対応規定」を策定し、重大なリスクの現実化に対応する。
- (e) 「TBSグループ情報連絡会議」を設置して、リスクの現実化に際して、事案に対応するために必要な情報を集約し、情報の共有をはかる。
- (f) 「TBSグループ情報セキュリティ基本方針」を定め、不正アクセスやコンピューターウィルス等によるシステムの破壊、データの漏えい、侵奪等を防止するとともに、ネットワークの適切な利用をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催する。
- (b) 経営方針および経営戦略に係る重要事項については、原則として週1回開催される「常勤役員会」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (c) 総合的な長期経営計画を策定するため、社長の諮問機関である「常勤役員会」が直接、長期経営計画の実施を推進・調整する。

(5) 職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「TBSグループ行動憲章」を、すべての役職員が守るべき基本的誓約として制定し、同憲章を具体的実現するための基準として「TBSグループ行動基準」を定め、これを遵守する。
- (b) 法務・コンプライアンス統括室を、コンプライアンス体制の整備、運用をはかる統括部署として有効かつ適切に機能させる。また、業務監査室を、内部監査部門として有効かつ適切に機能させる。
- (c) 当グループの内部通報制度として「TBSホットライン」を整備し、法令または社内規則に違反する事実等についての通報の受付窓口を、業務監査室および社外弁護士事務所に設け、適切に運用する。
- (d) 特定の職員への権限の集中を排除するための人事的措置等、内部牽制機能を整備する。

(6) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「TBSグループ行動憲章」および「TBSグループ行動基準」を、当グループ各社共通の誓約・行動指針とし、当社は、グループ各社に対して、その遵守を徹底するため定期的なレビューを行う。
- (b) 傘下の放送局である株式会社TBSテレビ、株式会社TBSラジオ、株式会社BS-TBSにおいては、放送法に基づいて設置される「番組審議会」が、放送番組の改善・向上をはかる目的で、各社の諮問に対する答申および建議を行う。
- (c) 当社に、「業務監査室」を置き、当グループ各社を含めた業務監査を行う。
- (d) 当グループ各社において、「TBSグループコーポレートガバナンス要綱」を策定し、内部統制体制を構築・運用するよう浸透をはかり、グループ内親会社・子会社関係の健全性を保つための体制を整える。
- (e) 当グループ各社は、「TBSホットライン」に参加し、その周知をはかるための体制をつくり、運用する。

- (f) 当グループの業務の適正化と経営効率の向上をはかる目的で、「関係会社経営管理規定」を定め、子会社の取締役等が職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整えるとともに、関係会社の指導および育成を促進する。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役への報告に関する体制

① 監査役職務を補助すべき職員に関する事項と当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役職務を補助するため監査役室を機能させ、補助すべき職員は監査役の指示に基づき監査役の補助を行い、その人事考課、異動、懲戒については監査役の同意を得る体制を確保する。
- (b) 監査役会は、監査役の調査に関する事項等について、必要な場合は監査役会調査本部を設置し、監査役会が任命した職員をして監査役会または監査役を補佐させることとし、調査本部の調査に係る費用は会社が適切に負担する。

② 取締役および職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役および職員は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にそのつど報告する。また、報告した事実や内容をめぐって、不利な取扱を受けない体制を確保する。
- (b) 監査役は、随時、必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。
- (c) 「TBSグループ情報連絡会議」「TBSホットライン」の適正な運用をはかることにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- (d) 監査役は、業務監査室が行った内部監査の結果について報告を受ける。
- (e) 監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告を求めることができるほか、必要に応じて各部門への直接聴取を行うことができる。
- (f) 監査役、会計監査人、業務監査室と法務・コンプライアンス統括室は有効かつ効率的な内部統制を構築するため情報を共有する。
- (g) 監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役の意思を尊重して、適切に会社が負担する。

③ 当社の子会社の取締役等および職員と、それによる報告を受けた取締役および職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) グループ各社において、取締役および職員が、重要なリスクや内部統制に関する事項について当社監査役に報告する体制とともに、当社監査役が、随時、必要に応じて、グループ会社の取締役および監査役または職員に対する報告を求めることができる体制を確保する。
- (b) 監査役に報告を行ったグループ会社の取締役または監査役および職員と、それによる報告を受けた取締役および職員が監査役に報告した事実や内容をめぐって、不利な取扱いを受けない体制を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づく「業務の適正を確保するための体制」の取締役会決議に沿って、総合リスク管理規定、文書管理規定その他の社内規定を整備の上、総合リスク管理委員会その他の各種委員会を開催する等、内部統制担当部署が中心となって、内部統制システムの整備・運用を進めています。また、企業集団としての内部統制体制を構築・推進するため、社長を委員長とする「TBSグループ企業行動委員会」を設置し、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかっています。

当期末時点において、当社の内部統制システムが「業務の適正を確保するための体制」の取締役会決議に沿って適切に実施され、有効に機能していることについて、内部統制担当部署と業務監査室が、取締役会その他の重要会議の議事録の閲覧、各部署からの報告書の受領ならびにヒアリングの実施等により、確認を行っています。このほか、指摘すべき具体的な運用状況として、とりわけ次の点を挙げることができます。

- (1) リスク管理については、「総合リスク管理規定」に基づき、①会社の経営目標および内部統制目標の達成を阻害するリスクの識別、②識別したリスクの評価、③会社に大きな影響を与える「重点項目」の特定、④リスクを最小化すべく「重点項目」への対応計画の策定、⑤「重点項目」への対応の進捗状況の確認、という過程を通じて推進しています。対応計画の策定・実施については各専門部署が主体となり、全社的に対応し、総合リスク管理委員会が統括しています。
- (2) 連結子会社を含めた企業集団の内部統制システムの整備については、「TBSグループコーポレートガバナンス要綱」により、企業集団として遵守すべきルールを定め、各社に遵守を求めています。総合リスク管理委員会と内部統制担当部署は、対象会社が、当該ルールに沿って業務を適正に実施しているかをチェックし、課題がある場合には、改善を求めています。

- (3) 連結子会社を含めた企業集団の内部統制システムの運用については、「適正業務調査特別小委員会」を設置して、対象会社における業務の適正を確保するための体制について調査を行い、TBSグループ企業行動委員会に報告しています。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するために行われる内部統制については、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところにしたがって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続きにより、その有効性を自ら評価し、結果を外部に報告しています。評価は「財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する規定」にしたがって社長が実施し、直属の業務監査室がこれを補佐しています。業務監査室は会計監査人と協議のうえ評価の範囲等を定めた評価計画を策定し、内部統制の整備状況および運用状況の評価を実施しています。不備が検出された場合は、当該対象プロセスにおける内部統制責任者に是正を勧告するとともに、年度末に不備を集計し、社長および取締役会、監査役等に報告しています。

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2007年2月28日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）を整備しましたが、当社グループの中期経営計画「TBSグループ 中期経営計画2023」の策定と実行に伴い、2021年5月14日の同取締役会において当該中期経営計画に関わる部分について以下の通り改定を行いました。

(1)基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、当社が制定した「TBSグループ行動憲章」に、「私たちは、表現の自由を貫き、公平・公正・正確な情報の発信に努め、報道機関としての使命を果たします。」、「私たちは、社会とのつながりや自然との共生を大切に考え、持続可能な社会とよりよい地球環境の実現に努めます。」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、社会的に重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、番組制作・企画開発力とその質の一層の向上を問われております。

これらの社会的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵である番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていくうえで、従業員や関係職員等当社並びに当社の子会社および関連会社が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係も、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成するものにほかなりません。

したがって、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場企業として、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉と其中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上述した当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法および電波法の趣旨にも鑑み、特定の者

またはグループ（およびこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（かかる場合における特定の者またはグループおよびこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます）、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保およびその最大化に向けた相当な措置を講じることとしています。

なお、認定放送持株会社制度は、放送事業者にも持株会社制度の利用を認めることにより、マスメディア集中排除原則の趣旨を維持しつつ、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能にする新たな経営基盤を提供するものですが、放送の多元性・多様性および地域性を確保する趣旨から、法律上議決権比率が33%を超える株主に関しては当該超過分の議決権の保有が制限されており、当社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会社に移行いたしました結果、かかる制限が既に適用されております。

しかしながら、当社は、認定放送持株会社への移行後も、従前同様、放送の不偏不党を堅持しながら、分野に応じて最適な業務提携先と最適な提携を実現し、全体として多彩な業務提携先との間で全方位の関係を構築する、いわゆる全方位型業務提携を提携方針としておりますところ、この観点からは、持株比率が20%を超える株主が出現することは、これにより上記提携方針を維持した場合を上回る利益が見込まれる場合でない限り、依然として当社の企業価値、株主の皆様共同の利益にとって好ましくない事態であると考えられます。かかる趣旨から、当社といたしましては、認定放送持株会社への移行による議決権保有制限制度の適用に拘わらず、今後も、基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを維持することとし、また、当社グループの新しい中期経営計画として、2021年5月14日に「TBSグループ 中期経営計画2023」を策定し、その実現に取り組んでまいります。

(2) 「TBSグループ 中期経営計画2023」の策定および実行による企業価値向上および株主共同の利益最大化に向けた取組み

当社グループは、創立以来、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供することで企業価値向上に努めてまいりました。しかしながら昨今、少子高齢化、ライフスタイルの多様化、デジタル化など、当社を取り巻く環境は急速に変化し、また、自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大など、予測の難しい経営環境が続いております。このような環境下

においても、社会に求められる企業として持続的に企業価値を向上していくことが、当社グループの最大の課題であるとの認識に立ち、当社グループは、従来の積み上げ型ではなく、長期的な視点に立って将来の目指す姿からバックキャストिंगする方法で取り組み、2030年の目指す姿である「TBSグループ VISION2030」を、2021年5月14日の当社取締役会において策定いたしました。これは、皆様の「心を揺さぶる」すべてをコンテンツととらえ、当社グループの最大の強みである「コンテンツ創造」の力を軸に、放送の枠を超えてあらゆる「最高の“時”」を創造するコンテンツグループを目指すというビジョンを示したものです。そして、その実現に向けた第1フェイズとして、2021年度から2023年度を対象とした「TBSグループ 中期経営計画2023」を策定し、「コロナ禍からの回復と種まき」をテーマに様々な施策に取り組んでおります。当社グループは、「TBSグループ 中期経営計画2023」の遂行を通じて、当社および当社グループの企業価値と株主の皆様共同の利益の最大化を目指すとともに、株主の皆様の負託に応えてまいり所存です。

(3)基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みの概要

当社は、2007年2月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2005年5月18日付けで公表いたしました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」について、その実質を維持しつつ株主の皆様の意思をさらに重視する形で改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます）を行い、2007年6月28日開催の当社第80期定時株主総会（以下「2007年株主総会決議」といいます）において、本プランとその継続につき、同総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によるご賛同をもって株主の皆様のご承認をいただいております。本プランにつきましては、その後、当社が2009年4月1日付けで認定放送持株会社に移行したこと、さらには会社法および金融商品取引法の改正および施行等の法的環境の変化を踏まえ、当社企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます）の現任委員全員の同意を得て、2007年株主総会決議の枠内で、本プランについて所要の最小限の範囲で一部修正を行っております。さらに、2021年3月4日付けで特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を経て、同日開催の当社取締役会の決議により、2007年株主総会決議の枠内で、特別委員会の構成および委員の利益相反性に関する要件を変更しております。現行の本プランの内容は以下のとおりです。なお、以下の記載は、事業報告における記載の分かりやすさを確保する観点から、本プランの内容を一部簡略化したものです。

1. 本プランの概要

(a) 本プランの発動にかかる手続

(i) 本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の①ないし③のいずれかに該当する行為（以下「大規模買付行為等」といいます）が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者（当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認をした場合を除きます）が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものいたします。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記(iv)のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するか否かは、あくまで下記(ii)、(iii)および(v)ないし(vii)の手続に従って決せられることとなります。

- ① 当社が発行者である株券等についての、買付け等の後における公開買付者グループの株券等所有割合の合計が20%以上となることを目的とする公開買付け
- ② 当社が発行者である株券等についての、大規模買付者グループの、買付け等の後における株券等保有割合が20%以上となるような買付け等
- ③ 当社が発行者である株券等についての公開買付けまたは買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

以下、公開買付者グループおよび大規模買付者グループと、上記③において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

(ii) 買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）とそれらに加えて、取締役会評価期間（下記(iii)に定義されます）および当該期間における検討の結果下記(vi)に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間において当社株券等の買付け等を行わない

こと、並びに本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、適宜回答期限（原則として60日といたします）を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。

- ① 買収者グループの概要
- ② 大規模買付行為等の目的、方法および内容
- ③ 大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名およびその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様および内容
- ④ 大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠およびその算定経緯
- ⑤ 大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け
- ⑥ 大規模買付行為等の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および番組編成方針等その他大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社および当社グループにかかる利害関係者の処遇方針
- ⑦ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無およびこれらに対する対処方針
- ⑧ 当社の認定放送持株会社としての、およびTBSテレビの放送事業者としての公共的使命に対する考え方
- ⑨ その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(iii) 取締役会および特別委員会による検討等

当社取締役会および特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記①または②の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定いたします。

- ① 対価を現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間
- ② 上記①を除く大規模買付行為等が行われる場合：90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付行為等に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉を行うものといたします。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価および検討等を行います。特別委員会がかかる評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ることができるものといたします。なお、かかる費用は当社が負担するものといたします。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記(iv)で定める所要の対応措置を発動することを勧告できるものといたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重のうえ、本新株予約権の無償割当て等の下記(iv)で定める所要の対応措置を発動することといたします。

(iv) 対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものといたします。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、

- ① 例外事由該当者（下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」の(c)において定義されます）による権利行使は認められないとの条件や、
- ② 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、または
- ③ 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあり得ます。

(v) 対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社が定めるガイドラインに照らし、買収者グループが総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものとしたします。

(vi) 株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記(v)の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとしたします。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うことおよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとしたします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとしたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとしたします。

(vii) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告（上記(iii)にもとづく対応措置発動の勧告または上記(v)にもとづく対応措置不発動の勧告）を最大限尊重し、または上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当ておよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものとしたします。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

(b) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、2019年4月以降最初に開催される定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、さらに3年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とされているものであります。

但し、本プランは、有効期間内であっても当社取締役会もしくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合または特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、その時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得たうえで、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正または変更する場合があります。

2. 企業価値評価特別委員会の概要

特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応および対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行うこととしております。また、当社監査役会は、当社取締役会および特別委員会の判断過程を監督することとしております。

特別委員会は、当社またはTBSテレビ社外取締役のうちから1ないし3名、社外監査役のうちから1ないし2名、および弁護士・会計士・投資銀行業務経験者・経営者としての実績や会社法に通じた学識経験者等社外の有識者から1ないし3名の社外委員（但し、いずれも事前対応または対応措置の対象となる買収者グループとの利害関係のない者とし）をもって構成することとしており、各委員の任期は2年です。

3. 本新株予約権の無償割当ての概要

(a) 割当対象株主

取締役会で定める基準日（上記「1. 本プランの概要」(a)(i)柱書所定の事由発生後の日とされます）における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以内で取締役会が定める数とします。

(c) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします（なお、買収者グループに属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者（以下「例外事由該当者」といいます）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます）。

(d) 当社による新株予約権の取得

- (i) 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じることまたは一定の日が到来することのいずれかを条件として、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあり得ます。
- (ii) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を交付するものとしてすることがあり得ます。
- (iii) 上記(i)の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等が当社の議決権の割合の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の議決権の割合の20%以上に相当するものについては、株式に代えて上記新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を、それぞれの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。

4. 株主の皆様等への影響

(a) 本プラン更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、本新株予約権の発行等を行なわれませんので、株主や投資家の皆様の権利に影響が生じることはありません。

(b) 取締役会評価期間中に株主および投資家の皆様に与える影響

取締役会評価期間における事前対応において、当社が買収者グループから提供を受け、また自ら収集した資料等およびこれらにもとづく当社の意見ないし判断については、必要かつ適切な範囲で株主および投資家の皆様に適宜開示いたします。さらに、当社による代替案がある場合には、これを提示することといたします。当社は、事前対応を、株主および投資家の皆様のご判断のために必要となる重要な情報開示の機会ととらえております。

(c) 本新株予約権の無償割り当てに伴い株主および投資家の皆様に与える影響

本プランにおいて想定されている対応措置の仕組み上、本新株予約権の無償割り当て時には、当社の株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。但し、例外的事由該当者については、対応措置が発動された場合、結果的に、法的権利および経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

当社といたしましては、本プランにもとづき対応措置を発動するに際しては、関係法令等および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切に開示を行うとともに、株主および投資家の皆様に不測の損害または不利益が生じないよう十分に配慮し、適切に対処いたします。また、対応措置としての本新株予約権の無償割り当ての決議および本新株予約権の無償割り当てに係る権利落ち後においては、株主および投資家の皆様に不測の損害または不利益が生じないよう、本新株予約権の無償割り当ての中止、または無償割り当てされた本新株予約権の無償取得は行わないものとします。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社企業価値および株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2005年5月18日開催の当社取締役会で決定した「当社株式にかかる買収提案への対応方針」につき、2007年2月28日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして新たに位置づけるとともに内容の一部改定を行い、2007年株主総会決議において株主の皆様のご承認をいただいているものであり、2009年4月3日開催の当社取締役会の決議により行った所要の最小限の範囲での一部修正も、2007年株主総会決議の枠内にとどまるものですので、基本方針に沿うものと判断しております。

なお、本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」、並びに東京証券取引所が2006年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」および同取引所の諸規則等に則り、株主の皆様のご権利内容やその行使、当社株式が上場されている市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものであり、対応措置の発動に際しては、原則として株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認すること、判断の公正性・客観性を担保するため、当社取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外取締役および社外監査役並びに社外有識者からなる特別委員会を設置し、対応措置の発動または不発動等の判断に際してはその勧告を得たうえでこれを最大限尊重すべきこととされていること、本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていること等から、企業価値および株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	54,986	47,473	328,723	△6,376	424,807
当期変動額					
剰余金の配当			△5,125		△5,125
親会社株主に帰属する 当期純利益			32,008		32,008
連結範囲の変動			△104		△104
合併による増加			2,317		2,317
自己株式の取得				△908	△908
自己株式の処分		87		744	832
自己株式の消却		△4,984		4,984	－
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減				3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△4,896	29,095	4,823	29,021
当期末残高	54,986	42,576	357,818	△1,552	453,829

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換 算勘定 調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	356,515	49	△8	9	356,566	13,511	794,884
当期変動額							
剰余金の配当							△5,125
親会社株主に帰属する 当期純利益							32,008
連結範囲の変動							△104
合併による増加							2,317
自己株式の取得							△908
自己株式の処分							832
自己株式の消却							－
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減							3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	57,875	△24	90	117	58,059	1,036	59,095
当期変動額合計	57,875	△24	90	117	58,059	1,036	88,117
当期末残高	414,390	25	81	127	414,625	14,547	883,002

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称

事業報告「重要な子会社の状況」 (招集ご通知 33頁～34頁) に記載のとおりであります。

当社の連結子会社であった(株)赤坂グラフィックスアート、(株)アックス、OXYBOT(株)、(株)ティ・エル・シー、(株)TBSテックス、(株)東通は、(株)TBSアクトにより吸収合併され消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(株)TBSアクトは重要性が高まったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(株)マンガボックスは重要性が高まったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(株)THE Factoryを新規設立したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

(株)テレパック

非連結子会社25社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれの観点から見てもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

持分法適用の関連会社の数 4社

主要な持分法適用の関連会社の名称

(株)WOWOW、(株)プレミアム・プラットフォーム・ジャパン

碧芯瑠（上海）化粧品有限公司は重要性が高まったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法非適用会社

主要な持分法非適用会社の名称

(株)キッズステーション

非連結子会社25社及び関連会社19社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.の決算日は12月31日です。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として移動平均法または総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

番組及び仕掛品

主として個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法または総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物

定額法

構築物

定額法（ただし2016年3月31日以前に取得したものは定率法）

その他

定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。

リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用 しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用 しております。
長期前払費用	每期均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|---------------|--|
| ① 貸倒引当金 | ……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | ……従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末までの負担額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | ……役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。 |
| ④ 固定資産撤去費用引当金 | ……固定資産の撤去に伴う費用の支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。 |

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社グループは、主として放送関連事業、小売事業を提供しております。放送関連事業においては、主に視聴者・聴取者に向けて番組と広告の放送を行っております。番組と広告が放送された時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。小売事業においては、商品及び製品の引渡時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、卸販売やインターネットによる通信販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等の見積り額を控除し、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しており、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する商品及び製品の販売については、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(株)スタイリングライフ・ホールディングスで計上されている雑貨小売販売事業に関するのれん

4,044百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位に減損の兆候があると認められる場合には、のれんを含む、より大きな単位から得られる将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。減損の兆候に該当するかどうかは、主として営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、経営環境の著しい悪化に該当するかどうかにより判断されます。

雑貨小売販売事業において、のれんを含む、より大きな単位について減損の兆候に該当するかどうかは、特に経営環境が著しく悪化しているかどうかの判断が重要となります。

経営環境の著しい悪化に該当するかどうかの検討は、主として、のれんを含む、より大きな単位ごとに主要な指標である雑貨小売販売事業の直営店舗の売上高について当連結会計年度までの傾向分析及び当連結

会計年度の実績と将来の見積りの整合性を検討することにより実施されます。直営店舗の売上高について中期事業計画の最終年度である2024年度は、新型コロナウイルスの感染拡大前の売上高を下回ると想定するものの、緩やかに回復する仮定を用いていますが、当該仮定には不確実性が伴います。

翌連結会計年度において、当連結会計年度における売上高より大きく下回り、経営環境が著しく悪化したと判断される場合には、減損の兆候に該当し、減損の認識の要否の判断が必要となります。その結果によっては、翌連結会計年度の減損損失の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準を採用しておりますが、一部子会社は給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、主として発生時より、数理計算上の差異は、主として翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② のれんの償却に関する事項

発生年度以後20年以内で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合には発生年度の損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

これにより、メディア・コンテンツ事業における映像コンテンツに係るライセンス供与取引のうち一部の取引について、従来は、ライセンス期間等の一定期間にわたって収益を認識しておりましたが、当連結

会計年度より、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合には、顧客が当該ライセンスを使用し便益を享受できるようになった時点で収益を認識する方法に変更しております。

また、ライフスタイル事業における顧客への商品の販売等について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、当連結会計年度より、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

さらに、主にライフスタイル事業において、顧客への商品の販売等に併せて配送サービスを提供しております。従来は、顧客が商品に対する支配を獲得した後に行う配送サービスについては、収益を認識していませんでしたが、当連結会計年度より、当該配送サービスについては、商品を移転する約束を履行するための一体の活動として処理し、商品の販売等に関する履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳	
商品及び製品	7,506百万円
番組及び仕掛品	6,308百万円
原材料及び貯蔵品	648百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	215,832百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。	
3. 保証債務	
従業員の住宅ローン	484百万円
4. 国庫補助金等の受入により有形固定資産の取得価額から 控除している額	1,744百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式(注1)	174,709,837	－	3,118,772	171,591,065
合計	174,709,837	－	3,118,772	171,591,065
自己株式				
普通株式(注2,3)	3,940,342	506,250	3,572,009	874,583
合計	3,940,342	506,250	3,572,009	874,583

(注1) 普通株式の発行済株式数の減少3,118,772株は、自己株式の消却3,118,772株であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加506,250株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加504,300株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブの退職者分取得による増加770株、単元未満株式の買取りによる増加1,180株であります。

(注3) 普通株式の自己株式の株式数の減少3,572,009株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分103,769株、自己株式の消却3,118,772株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分347,130株、持分法適用会社の持分比率変動による減少2,338株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,562	15	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	2,563	15	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,756	利益剰余金	22	2022年3月31日	2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクに関しては、主要取引先の状況を定期的にモニタリングすることによりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金、設備資金、事業資金、借入金返済資金等であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額21,770百万円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	66,688	66,685	△3
(2) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	180	177	△2
② 関係会社株式	9,511	7,288	△2,222
③ その他有価証券	695,494	695,494	—
(3) 長期借入金	(26,000)	(26,000)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」及び「未払金」

これらについては、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産

これらのほとんどは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の売掛金については、回収期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	695,494	—	—	695,494
資産計	695,494	—	—	695,494
長期借入金	—	(26,000)	—	(26,000)
負債計	—	(26,000)	—	(26,000)

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	66,685	－	66,685
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	177	－	177
子会社及び関連会社株式				
関連会社株式	7,288	－	－	7,288
資産計	7,288	66,862	－	74,150

受取手形、売掛金及び契約資産

当社の保有する一部の売掛金については、回収期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を時価としておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

有価証券及び投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の元利息を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
82,674	305,529

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。その他の物件については、主として「不動産鑑定評価基準」を参考に自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		メディア・ コンテンツ事業	ライフスタイル 事業	不動産・ その他事業	合計
地上波 広告収入	タイム	81,267	－	－	81,267
	スポット	84,539	－	－	84,539
放送関連その他収入		57,536	－	－	57,536
不動産その他収入		－	－	15,831	15,831
その他事業収入		58,071	61,023	－	119,094
外部顧客への売上高		281,414	61,023	15,831	358,269

(注)賃貸借契約に基づくリース収入等を含めております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産、契約負債の当連結会計年度末残高及び前連結会計年度末からの変動額について重要性はありません。

当社グループが認識した収益に係る対価は、履行義務の充足から概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	42,495	66,228

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な契約はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,087円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 187円35銭 |

(企業結合に関する注記)

完全子会社間の合併について

当社完全子会社である(株)TBSアクト、(株)赤坂グラフィックスアート、(株)アックス、(株)アングル、(株)エヌ・エス・ティー、OXYBOT(株)、(株)タムコ、(株)ティ・エル・シー、(株)TBSテックス、(株)テクト、(株)データトラフィック、(株)東通、(株)ラ・ルーチェは、2021年4月1日を効力発生日として、(株)TBSアクトを存続会社とする吸収合併を行いました。

1. 取引の概要

(1) 合併当事企業の名称及び当該事業の内容

吸収合併存続会社 事業の内容	(株)TBSアクト 番組制作等に関する技術及び美術制作・コンピューター グラフィックス制作関連事業等
吸収合併消滅会社 事業の内容	(株)赤坂グラフィックスアート コンピューターグラフィックス制作事業等
	(株)アックス 美術制作事業等
	(株)アングル 労働者派遣事業等
	(株)エヌ・エス・ティー 映像技術事業等
	OXYBOT(株) コンピューターグラフィックス制作事業等
	(株)タムコ 音声技術事業等
	(株)ティ・エル・シー 照明関連事業等
	(株)TBSテックス 映像技術事業等
	(株)テクト 中継技術等の番組制作関連事業等
	(株)データトラフィック 字幕制作事業等
	(株)東通 番組制作等に関する技術事業等
	(株)ラ・ルーチェ 照明関連事業等

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

(株)TBSアクトを存続会社、(株)赤坂グラフィックスアート、(株)アックス、(株)アングル、(株)エヌ・エス・ティー、OXYBOT(株)、(株)タムコ、(株)ティ・エル・シー、(株)TBSテックス、(株)テクト、(株)データトラフィック、(株)東通、(株)ラ・ルーチェの12社を消滅会社とする吸収合併方式

(4) 合併後企業の名称

(株)TBSアクト

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは「東京」という枠を超えて、「日本」さらには「世界」のあらゆる地域の人々の豊かな生活へ寄与できるよう、また、あらゆるメディア・未来技術を駆使して、従来の主たる事業であった「放送」を超えて、最高の“時”を皆さまにお届けするという目的を達成するために、当社グループの各子会社に分散していた技術関連及び美術・コンピューターグラフィックス関連等の機能を(株)TBSアクトに統合しました。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	54,986	35,026	20,000	55,026	4,217	194,312	34,384	232,914
当期変動額								
剰余金の配当							△5,125	△5,125
当期純利益							35,608	35,608
自己株式の取得								
自己株式の処分			87	87				
自己株式の消却			△4,984	△4,984				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	△4,896	△4,896	-	-	30,482	30,482
当期末残高	54,986	35,026	15,103	50,129	4,217	194,312	64,867	263,397

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△6,322	336,605	200,971	200,971	537,577
当期変動額					
剰余金の配当		△5,125			△5,125
当期純利益		35,608			35,608
自己株式の取得	△908	△908			△908
自己株式の処分	744	832			832
自己株式の消却	4,984	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			58,822	58,822	58,822
当期変動額合計	4,820	30,406	58,822	58,822	89,228
当期末残高	△1,502	367,011	259,794	259,794	626,805

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 時価のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

番組及び仕掛品

主として個別法に基づく原価法 (収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物

定額法

構築物

定額法 (ただし2016年3月31日以前に取得したものは定率法)

その他

定率法

無形固定資産

定額法。なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法。

長期前払費用

毎期均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末までの負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に費用処理することとしております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社における顧客との契約から生じる主な収益は経営管理料であり、各関係会社との契約に基づき、経営管理業務を履行する義務を負っております。当該経営管理料にかかる履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関連会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

動画配信事業を営む(株)プレミアム・プラットフォーム・ジャパンに対する投資 5,000百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しております。

当事業年度末において、(株)プレミアム・プラットフォーム・ジャパンに対する投資については実質価額が著しく低下しているものの将来の事業計画に基づき実質価額の回復が十分に裏付けられていると判断し、評価損を認識しておりません。

当該実質価額の回復可能性は、(株)プレミアム・プラットフォーム・ジャパンが作成した中長期事業計画を基礎として判断しており、動画配信プラットフォームの新規有料会員の獲得、継続有料会員数の維持及び有料会員としての再加入数について、配信コンテンツの充実及び確保により売上高が増加することを見込んでおります。

このような売上高の仮定による施策の実現可能性には高い不確実性を伴い、新規有料会員の獲得、継続有料会員数の維持及び有料会員としての再加入数の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	41,661百万円
2. 保証債務	
従業員の住宅ローン	484百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	895百万円
短期金銭債務	1,159百万円
長期金銭債務	30百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業収益	2,126百万円
営業費用	1,878百万円
営業取引以外の取引高	25,912百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式 (注1, 2)	3,898,997	506,250	3,569,671	835,576
合計	3,898,997	506,250	3,569,671	835,576

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加506,250株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加504,300株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブの退職者分取得による増加770株、単元未満株式の買取りによる増加1,180株であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少3,569,671株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分103,769株、自己株式の消却3,118,772株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分347,130株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
投資有価証券及び関係会社株式	13,905
退職給付引当金	2,338
未払事業税	322
賞与引当金	64
その他有価証券評価差額金	△114,595
その他	625
小計	△97,341
評価性引当額	△14,086
合計	△111,428

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費	0.07%
受取配当金	△20.57%
評価性引当額の増減	1.29%
その他	0.60%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.01%

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 重要な収益

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)TBSテレビ	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	18,493 (注2)	関係会社 短期借入金	11,275
子会社	(株)THE Factory	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	(29,700) (注2)	関係会社 短期借入金	29,700
子会社	(株)BS-TBS	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	(421) (注2)	関係会社 短期借入金	16,396
子会社	(株)TBSアクト	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	(11,561) (注2)	関係会社 短期借入金	11,561
子会社	(株)TBSグロウディア	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	2,206 (注2)	関係会社 短期借入金	9,183
子会社	(株)日音	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	544 (注2)	関係会社 短期借入金	8,928

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、市中金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 短期資金の借入と返済の純額を記載しております。なお、資金借入の増加については () で示しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

3,670円78銭

2. 1株当たり当期純利益

208円38銭